

公益法人の基礎知識

～あなたにもある設立・活用の可能性

公益社団法人や公益財団法人という法人格の法人があることは、なメリットとして挙げれば「公益財団法人日本サッカー協会」の

ような団体の存在を通じて、多くの皆さんがご存知なのではないかと思えます。

また、これらの法人には、その公益性から税制上の優遇措置があり、相続対策の意味もあって法人を設立する方がいることを聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、どうしたら設立できるのか、という事については、個人が相続財産を、とても少ないように思いますので、今回はこの公益社団法人と公益財団法人（あわせて公益法人と呼びます）について、どんなメリットがある法人で、どつすれば設立できるのか、簡単にポイントをお話しさせていただきます。

まず、公益法人のメリットについてですが、①公益目的事業については、法人税が課税されない②寄附をし

をいきなり設立する（等）のためには、額が50%以上である事とはできません。まず、ゲームということです。（6）公益目的事業と一般社団法人か一般財団法人を設立します。こちらは会社と同様に登記のみで誰でも設立することが可能です。（7）理事・監事について、三親等内の親族

ら、事業計画等を策定し、国（内閣府）又は都道府県に「公益認定」を申請します。申請が通り、公益認定が受けられたら、認定書をつけて法務局に公益法人への移行の登記申請を行うと晴れて公益法人となります、というのが一応の流れとなります。

お分かりのとおり、公益認定が最大のポイントとなるわけなのですが、それでは、どう受けるのでしょうか。条件のうち最も重要なものをご紹介します。（3）法人の関係者やその関係法人等に対する特別の利益を与えないものである事（4）行う公益目的事業において、中期的に利益が生じない事（5）法人の支出のうち公益目的事業の支出は共益（同業者のため

に共通する最低限の条件もありません。申請が通り、公益認定が受けられたら、認定書をつけて法務局に公益法人への移行の登記申請を行うと晴れて公益法人となります、というのが一応の流れとなります。

（1）公益目的事業を行う事（2）公益目的事業は、単にいうと広くみんなの利益となる事業という点ですが、注意点としては共益（同業者のため

（6）公益目的事業と一般社団法人か一般財団法人を設立します。こちらは会社と同様に登記のみで誰でも設立することが可能です。（7）理事・監事について、三親等内の親族

今月の筆者

プロフィール

信託銀行勤務等を経て2007年行政書士登録・開業。以来16年間金融に関する行政手続を専門領域とし、金融商品取引業を始めとする許認可に関するコンサルティングや申請の代理、社内規則やファンド契約書等の作成等の実務を手がけている。



行政書士法人トラスティル
特定行政書士
小倉 純一

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/